

令和 3年 月 日

美深町長 様

住 所

氏名 (名称)

代表者氏名

㊦

業 種 名

連 絡 先

()

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告

地方税法附則第 63 条 (※) に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。

(※令和 2 年 12 月 31 日以前は附則第 61 条)

記

1 事業収入割合について

令和 2 年 月 日から同年 月 日 令和 2 年 2 月から 10 月までの連続する 3 月を記載			年 月 日から同年 月 日 左の期間の前年同期を記載		
月期	月期	月期	月期	月期	月期
円	円	円	円	円	円
合計： 円 ……①			合計： 円 ……②		
事業収入割合： % (① / ②) ※小数点以下切り捨て					

- 50%以下 (地方税法附則第 63 条第 1 項第 1 号に該当)
(=事業収入が前年同期比で 50%以上減少している場合 軽減率：全額)
- 50%超 70%以下 (地方税法附則第 63 条第 1 項第 2 号に該当)
(=事業収入が前年同期比で 30%以上 50%未満減少している場合 軽減率：1 / 2)

2 特例対象資産について

申告の有無	資産	納税通知書番号
	事業用家屋 (別紙のとおり)	
	償却資産 (令和 3 年度償却資産申告書のとおり)	

- ※1 申告する資産に○をつけてください
- ※2 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。
(この申告書のほか、令和 3 年度の償却資産申告書の提出が必要です。)

3 誓約事項について

以下の（１）から（４）について、事実に相違ないことを誓約します。

- （１）「１ 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- （２）申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- （３）（申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、）申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
 - ① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（※）の所有に属している法人
 - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- （４）（申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合、）申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記1～3の申告内容について、記載どおりである旨確認しました。

住 所

名 称

代表者役職

代表者氏名

印

認定経営革新等支援機関等担当者名

認定経営革新等支援機関等電話番号 ()

認定経営革新等支援機関等担当者メールアドレス

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
- 3 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
- 4 「氏名（名称）」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
- 5 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
- 6 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
- 7 本特例の申告は令和3年2月1日までに美深町長に対して行うこと。

(別紙) 特例対象資産一覧

家屋の所在		床面積	
所在	○町×丁目△番地□	134.60 m ²	うち事業用
家屋番号	△番地□		67.3 m ²
所在		m ²	うち事業用
家屋番号			m ²
所在		m ²	うち事業用
家屋番号			m ²
所在		m ²	うち事業用
家屋番号			m ²
所在		m ²	うち事業用
家屋番号			m ²
所在		m ²	うち事業用
家屋番号			m ²
所在		m ²	うち事業用
家屋番号			m ²
所在		m ²	うち事業用
家屋番号			m ²
所在		m ²	うち事業用
家屋番号			m ²

- ※1 前年度における課税明細書に記載の単位で記入すること。(前年度における課税明細書に記載のない家屋については、家屋番号の単位で記入すること。)
- ※2 事業専用割合が分かる資料(青色申告決算書等)を添付すること。
- ※3 認定支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合には再度提出の上、確認を受けること。
- ※4 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなること。

日本標準産業分類(中分類番号)表

分類	名 称
A	農業、林業
01	農 業
02	林 業
B	漁 業
03	漁業（水産養殖業を除く）
04	水産養殖業
C	鉱業、採石業、砂利採取業
05	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建 設 業
06	総合工事業
07	職別工事業（設備工事業を除く）
08	設備工事業
E	製 造 業
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業
33	電気業
34	ガス業
35	熱供給業
36	水道業
G	情報通信業
37	通信業
38	放送業
39	情報サービス業
40	インターネット附随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
H	運輸業、郵便業
42	鉄道業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45	水運業
46	航空運輸業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
49	郵便業（信書便事業を含む）

分類	名 称
I	卸売業、小売業
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
54	機械器具卸売業
55	その他の卸売業
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
61	無店舗小売業
J	金融業、保険業
62	銀行業
63	協同組織金融業
64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
65	金融商品取引業、商品先物取引業
66	補助的金融業等
67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K	不動産業、物品賃貸業
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
70	物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業
71	学術・開発研究機関
72	専門サービス業（他に分類されないもの）
73	広告業
74	技術サービス業（他に分類されないもの）
M	宿泊業、飲食サービス業
75	宿泊業
76	飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
78	洗濯・理容・美容・浴場業
79	その他の生活関連サービス業
80	娯楽業
O	教育、学習支援業
81	学校教育
82	その他の教育、学習支援業
P	医療、福祉
83	医療業
84	保健衛生
85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業
86	郵便局
87	協同組合（他に分類されないもの）
R	サービス業（他に分類されないもの）
88	廃棄物処理業
89	自動車整備業
90	機械等修理業（別掲を除く）
91	職業紹介・労働者派遣業
92	その他の事業サービス業
93	政治・経済・文化団体
94	宗 教
95	その他のサービス業
96	外国公務
S	公務（他に分類されるものを除く）
97	国家公務
98	地方公務
T	分類不能の産業
99	分類不能の産業